国立大学法人等業務実施コスト計算書

（平成26年４月１日～平成27年３月31日）　（単位：円）

Ⅰ　業務費用			
(1)　損益計算書上の費用			
業務費	5,126,161,154		
一般管理費	131,585,442		
財務費用	4,562,065		
臨時損失	239,039	5,262,547,700	
(2)　(控除) 自己収入等			
授業料収益	△ 896,138,234		
入学料収益	△ 141,383,000		
検定料収益	△ 30,824,100		
受託事業等収益	△ 10,640,971		
寄附金収益	△ 143,305,478		
資産見返運営費交付金等戻入（授業料分）	△ 41,496,786		
資産見返寄附金戻入	△ 14,099,141		
財務収益	△ 2,181,997		
財産貸付料収入	△ 28,680,896		
講習料収入	△ 14,823,700		
教員免許状更新講習料収入	△ 7,277,000		
手数料収入	△ 5,039,030		
物品等売払収入	△ 12,973,142		
科学研究費間接経費収入	△ 16,984,173		
大学入試センター試験実施料収入	△ 3,984,280		
その他の雑益	△ 348,764		
臨時利益	△ 239,039	△ 1,370,419,731	
業務費用合計			3,892,127,969
Ⅱ　損益外減価償却相当額			494,722,720
Ⅲ　損益外減損損失相当額			—
Ⅳ　損益外利息費用相当額			—
Ⅴ　損益外除売却差額相当額			52,463,919
Ⅵ　引当外賞与増加見積額			7,502,794
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額			△ 272,634,844
Ⅷ　機会費用			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	2,186,022		
政府出資の機会費用	138,423,560		140,609,582
Ⅸ　(控除) 国庫納付額			—
Ⅹ　国立大学法人等業務実施コスト			4,314,792,140

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

当事業年度より、国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議平成26年４月１日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会平成26年11月27日改訂））を適用して、財務諸表を作成している。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として期間進行基準を採用している。なお、退職一時金については費用進行基準を、また、「特別経費」「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については文部科学省の指定に従い、業務達成基準あるいは費用進行基準を採用している。また、国立大学法人京都教育大学運営費交付金等取扱要領に基づき学長の承認を得たプロジェクト事業については業務達成基準を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

(1)　有形固定資産

定額法を採用している。耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。なお、国から承継した固定資産については、見積耐用年数で減価償却している。

建物	２～50年
構築物	３～60年
車両運搬具	５～６年
工具、器具及び備品	３～15年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

(2)　無形固定資産

定額法を採用している。なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していない。なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度の同見積額を控除した額を計上している。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していない。なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、基準第35に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。

５．徴収不能引当金の計上基準

将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により回収不能見込額を計上している。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券　償却原価法（定額法）